

# ケロちゃんが行く



相談「ケロちゃん」

家族構成



おばあちゃん  
81歳



お父さん49歳



お母さん48歳



てるみ  
まもるの  
彼女



まもる  
大学生

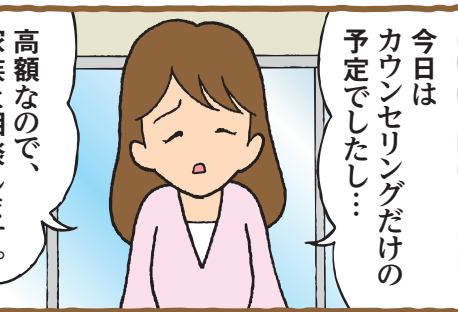
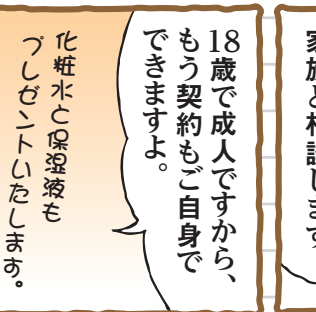


まなぶ  
高校生  
まもるの従弟

## 《若者に多い消費者トラブル》エステティック契約の巻

～そのサービスは「今すぐ」必要? 契約は慎重にしてケロ～

山形県消費生活センターキャラクター「ケロちゃん」



消費者トラブルのご相談は  
「消費者ホットライン」  
**188**  
いやや  
**188泣き寝入り!**と覚えてね  
※お近くの消費生活相談窓口につながります

消費生活センター

山形県 (県庁2F) **023-624-0999**  
最上 (最上総合支庁1F) **0233-29-1370**  
置賜 (置賜総合支庁1F) **0238-24-0999**  
庄内 (庄内総合支庁1F) **0235-66-5451**

お住まいの市町村でも  
消費生活相談を受け付けています



### ワンポイントアドバイス!

- ・2022年4月から成年年齢が18歳に引き下げられます。成年を迎えると、親権者の同意なしで契約することができませんが、成年がした契約は自分の責任になります。後から失敗したと思っても、簡単には取り消せません。
- ・判断に迷う場合はその場で決めない、不要な場合はきっぱり断りましょう。
- ・エステティックの契約のうち、利用期間が1か月を超え、総額が5万円をこえるものは特定継続的債務提供として特定商取引に関する法律が適用され、クーリング・オフが可能です。クーリング・オフ期間は契約書面を受け取った日から8日間です。
- ・クーリング・オフ期間を過ぎても、契約期間内であれば、理由を問わず所定の費用を支払うことで中途解約ができます。